

実務上の論点となるポイントを再確認 四半期決算における 簡便法の留意事項

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士

廣瀬 由美子

【この章のエッセンス】
● 四半期財務諸表においても、原則として年度の財務諸表と同じ会計方針を適用して作成する必要がある。
● 四半期財務諸表は、年度財務諸表よりも開示の迅速性が求められる。このことから、簡便的な会計処理を認めている。

はじめに

四半期財務諸表は、年度財務諸表よりも開示の迅速性が求められていることから、簡便的な会計処理を認めている。
実務ではすでに会計処理が定着しているものと想定されるが、実務上

論点となると想定される項目について、あらためて簡便的な会計処理について本章では解説する。
なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である旨あらかじめお断り申し上げます。

四半期財務諸表の性格

四半期財務諸表の性格づけについては、「実績主義」と「予測主義」という2つの異なる考え方がある。

「実績主義」とは、四半期会計期間を年度と並ぶ会計期間とみたくうえで、四半期財務諸表を、原則として年度の財務諸表と同じ会計方針を適用して作成することにより、当該四半期会計期間に係る企業集団または企業の財政状態、経営成績および

キャッシュ・フローの状況に関する情報を提供するという考え方である。

一方、「予測主義」は、四半期会計期間を年度の構成部分と位置づけ、四半期財務諸表を、年度の財務諸表と部分的に異なる会計方針を適用して作成することにより、当該四半期会計期間を含む年度の業績予測に資する情報を提供するという考え方である。

わが国では、恣意的な判断の介入の余地や実行面での計算手続の明確化などを理由として「実績主義」が採用され、季節変動性については、十分な定性的情報や前年同期比較を開示することにより、財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避できるとされている（企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基

準」以下、「四半期会計基準」という）
39項）。

四半期財務諸表における簡便的な会計処理の位置づけ

前述のとおり、四半期財務諸表作成のために採用する会計方針は、四半期特有の会計処理（年度を予測した税金計算および操業度により変動する原価差異の繰延処理）を除き、原則として年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。

ただし、四半期財務諸表は年度の財務諸表よりも開示の迅速性が求められることから、当該四半期財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることのできるものとされている（四半期会計基準9項、20項、47項）。

収益認識、時価算定と四半期財務諸表

「実績主義」を基本に据えて四半期